

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年5月26日(水) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 1階 研修室1～4

出席委員

会長 西坂 秀徳	1番 林田 佐知雄	2番 森田 誠	3番 三坂 登
4番 泓 純隆	5番 富永 政光	6番 迎 幸枝	7番 中山 久嗣
8番 江口 庄平	9番 出口 照雄	10番 山口 義範	11番 清心 由紀美
12番 俵坂 和則	13番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎	書記 前田 篤史	竹下 由紀子
-------------	----------	--------

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地改良等届出書について
5. 議事日程
 - (1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第5号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - (3) 議案第6号 農地のあっせん申出について
6. その他

事務局長	<p>ただいまから令和 3 年度 5 月期の東彼杵町農業委員会総会を開催させていただきます。本日はご案内の通り、新型コロナウイルス感染症対策で、推進委員さんについてはご案内をしておりません。関係ある推進委員さんのみにしたわけですが、本日、関係あるということで 2 番の滝川委員さんについては、午前中の現地立会はずまされました。午後については所用があるとのことで、ご欠席となっております。本日は農業委員さん全員 14 名の参加ということで本総会は成立しておりますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名人は 12 番の依坂委員と 13 番の宮脇委員にお願いしたいと思致します。よろしくお願い致します。続きまして報告事項の農地改良等届出書について 2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項 1 番、農地改良等届出書について、東彼杵町農業委員会農地改良取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告します。</p> <p>それでは 1 件目の説明です。1 番土地の表示、蔵本郷の田となっております。面積が 953 m²と 518 m²、利用状況は休耕地となっております。</p> <p>2 番農地改良等を必要とする理由、申請地は現在灌漑用水が不能となっており、水稻の栽培ができないため、当地を造成し普通畑として使用したいため、3 番工事期間、令和 3 年 5 月 10 日から令和 3 年 8 月 31 日まで、届け出が 4 月 30 日に出しておりますので、その時点では 5 月 10 日からの予定ですが、本総会で正式に受理をしてから着手をしていただくように話をしております。5 番工事概要、採取場所は旧千綿中学校グラウンドから出ました残土を 500 m³入れて、0.7m 埋め上げる予定となっております。6 番工事完了後の作付計画は、野菜を生産される予定となっております。</p> <p>3 ページ位置図です。見にくいので 4 ページをご覧ください。5 ページが被害防除計画書です。盛土を行う、最高 0.7m、緩衝地を設ける、緑地、緩衝地を設ける等の対策を計画されております。6 ページ平面図です。7 ページの造成断面図にありますように、町道蔵本 4 号線と同じ高さに埋め上げる、盛土高 0.7m で盛土幅が 7m となっております。8 ページに現況の写真を付けておりますが、現在休耕地ですので荒れた様な状況となっております。9 ページが本人さんの誓約書と、10 ページが隣接所有者の方の同意書となっております。</p>
事務局長	<p>ここで補足をさせていただきます。学校給食センターが昭和 55 年に建設をされています。旧彼杵中学校時代に給食の配食の際、生徒達が給食センターに台車で取りに行っていました。それに対応するために学校と給食センターの間の通路に屋根がついていました。教育委員会がここを学校敷きだと思い工事をしていましたが、確認したところ町道だったということで、道路法に違反した状態がかなり長い間続いております。昭和 60 年当時、高速道路が建設されていた頃、水もないということで圃場の状態も悪いことから、道路公団と交渉をして、高速道路の残土をここにもってくるように</p>

	<p>調整をされて、この時に農地改良をする計画をされていたところ、この屋根があることから 10 t トラックが搬入できないということがあって、現在に至っていたことで、これは議会の方でも話がもちあがりまして、早急に対応とのことで、このようなかたちに至りました。これは教育委員会側のミスで、その後の対応もされていなかったことで今回、正式に千綿中学校のグランド改修で残土があるので、その残土をこちらに搬入して、合わせて農地改良届を出していただいたという経緯です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日、現地調査も行われております。地元委員の 2 番森田委員さん、この件に関しましてお願いします。</p>
森田委員	<p>2 番の森田です。朝から現地確認にいきましたが、今は町道の上の屋根は取り除いて無い状態になっています。土地が荒れて給食センターへ虫が飛んでくるため、職員で草刈り等をしているそうです。千綿中学校の残土で埋め立てるとのことですが、残土だけでたりるかはわかりませんが、随時、入れていくとのこと。周囲に迷惑がかかるような案件ではないので、早急な許可申請が適当だと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日は現地調査担当委員ということで、泓委員さんと富永委員さんも同行して現地確認をしていただいています。何かご意見、補足等ありましたらお願いします。</p>
泓委員	<p>4 番泓です。残土は 500 m³との記載がありますが、これでは足りないと思われるので不足分についても町で対応して、一度で終わるようにしてもらえないでしょうか。</p>
事務局長	<p>今までの経緯がありますので、教育次長が中心となってやっていますが、町の工事も今はあまり無いですが、十分念頭において工事をされとのこと。農地改良の取扱要綱の原則は 6 ヶ月以内、1 年以内に作付というかたちがありますが、この場合については弾力的に運用していかなければならないと思います。建設課や水道課とも調整しまして、できるだけスムーズに計画通り農地改良ができるように、横の連携を密にして対応していきたいと思います。</p>
議長	<p>他に現地担当の委員さんから補足等あれば、ないようでしたら、皆様方からご質問、ご意見等ありましたらお受けしますが、ないでしょうか。 報告事項となっておりますので、ないようでしたら受理ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>引続き 2 番の方の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>2 件目です。1 番、土地の表示ですけれども、蔵本郷、登記、現況地目いずれも田となっております。面積 245 m²、利用状況は現在、野菜畑となっております。</p> <p>2 番、農地改良等を必要とする理由、田畑転換に伴い隣の圃場より水が入る為、畑地を嵩上げします。3 番、工事期間、令和 3 年 5 月 25 日から令和 3 年 7 月 31 日までです。5 番、工事の概要は盛土ですが、表土が 0.3、版土が 0.3 で合わせて最高 60 cm の嵩上げとなっております。6 番、工事完了後の作付計画は、ご本人が野菜を作る計画となっております。こちらは、4 月の総会の時に 3 条の所有権移転の許可を出している所です、今日確認しましたところ登記の手続きも終わったようで、届け出の時点ではまだ前所有者だったので、書類上は所有者氏名を前所有者でいただいております。12 ページが位置図、13 ページが航空写真ですが先月お話したとおり同じ場所です。14 ページが被害防除計画書で、盛土を行う最高 0.6m されております。15 ページが平面図、断面図です。断面図には赤道と同じ高さに 60 cm 嵩上げが表示されております。写真を 16 ページから付けておりますが、白い補装された部分が赤道です。こちらの高さまで盛土をする計画になっておりまして、現在野菜を作られているので、そこにも同じ様に作付けをされるとのお話でした。18 ページが誓約書、19 ページがまず土地所有者の同意書になります。隣接土地所有者の同意もいただいております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これも同じく本日現地調査を行っております。地元委員の 2 番森田委員さんよろしく申し上げます。</p>
森田委員	<p>この件も今日朝から確認に行きましたが、土地の隣で田を作っていて、その排水で畑が水浸しになるので、新しい排水管を入れてそこを埋め立てたてて野菜を作りたいのとことで、何も問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地調査担当委員の 4 番泓委員さん、5 番富永委員さん補足等ありましたらお願いしたいと思いますが、大丈夫ですか。それではこの件につきまして、皆さん方からご質問等ありましたらお受けしませんがいいでしょうか。ないようでしたら受理するというので、よろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは 4 番の報告事項の方は終了して、5 番の議事の方に入りたいと思います。議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。</p> <p>申請番号 1 所有権移転、有償、瀬戸郷、登記、現況地目が田、面積 702 m²、申請事由</p>

	<p>としては、隣接地のため、譲り受けて規模拡大をする。記載していないのですが、売買になっております。</p> <p>2番です。こちらも有償の所有権移転です。瀬戸郷、面積が296㎡、申請事由は同じで、隣接地のため、譲り受けて規模拡大をする。22ページに航空写真の地図をつけております。赤く表示しているのは現在所有をされている土地です。地図の下の方に表示していますが、約1,424㎡となっております。1反以上お持ちであるということで、追加の分も合わせて2反以上になりますので問題ないと思います。緑で表示している所が今回の申請地です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。瀬戸郷ということで、1番林田委員さん何かございましたらお願いします。</p>
林田委員	<p>1番の林田です。この件につきましては3月頃に話がありまして、町の方に問い合わせの依頼をしておりましたら、許可がおりるようだとのことを受けました。</p> <p>5月21日に現地を見に行ってきました。以前は荒地だったのですがきれいに整地されているのを、清心委員と確認してきました。家には全く差支えないので、特に問題ないと思われまます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。清心委員、付け加え等何かありますか。</p>
清心委員	<p>11番の清心です。林田委員の言われたとおりです。隣接地には問題ないと思います。以前買われた所も合わせて農地がよみがえっていました。</p>
議長	<p>地元の委員さんからは特段問題ないということですが、その他の委員さんからご質問、ご意見等ございましたらお受けしませんがいいでしょうか。</p> <p>「ありません」の声</p>
議長	<p>ないようでしたらこのまま進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>続きまして議案第5号、農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号、基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。権利種別は貸借権設定です。</p> <p>申請番号1、所在地が大音琴郷の3筆です。地目がいずれも田となっております。面</p>

	<p>積は 741 m²、1,031 m²、917 m² 3 筆合計で 2,689 m²、利用権形態については使用貸借権となっております。期間は令和 3 年 7 月 10 日から 10 年間の予定となっております。航空写真の地図を付けております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局より説明いただきましたが、地元委員の 8 番江口委員さん、補足等ございましたらお願いします。</p>
江口委員	<p>8 番江口です。道向かいの田が借受者の作っておられる田で、そのすぐ近くなので問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。問題ないということで、地元委員さんのご説明でしたが、その他の委員さんのご意見、ご質問等ございましたらお受けしますが、ないでしょうか。</p> <p>「ありません」の声</p>
議長	<p>それでは、この農用地利用集積計画案のとおり進めさせてよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは引き続き、議案第 6 号の農地のあっせん申出についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、農地のあっせん申出について、標記の件について、下記のとおりあっせんの申出がありましたので、審議願います。</p> <p>1 番、当該農地については三根郷、地目は田、それぞれ面積が 2,800 m²、775 m²、100 m²合計で 3,675 m²となっております。売買を希望されております。あっせんの理由としては、現状、水稻の小作をお願いしているが、購入希望者がいれば売りたいということでございました。26 ページが申出書になっております。27 ページに航空写真を付けております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局から説明がありましたように売買希望のあっせんがでております。あっせん委員さんを選任して、話を進めさせていただきたいと思いますが、地元委員さん始め近隣の委員さんに補足等あれば、説明していただければと思います。泓委員さんお願いします。</p>
泓委員	<p>4 番泓です。先日、電話で確認をしたところ、売れるなら売りたいとのことでした。</p>
議長	<p>あっせん委員というかたちで話を進めていこうと思いますが、よろしければ 4 番の泓</p>

委員さんと 2 番の森田委員さん、あわせて地区の推進委員さんで進めていただければ
と思います。

議事につきましては以上ですけれど、皆様方からご質問、ご意見等ございましたらお
受けしますが、何もないでしょうか。

ないようですので 5 月期の議事についてはこれで終わりたいと思います。